

議案第 35 号

四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 10 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年 3 パーセント」を「無利子」に改める。

第 15 条第 1 項中「又は、半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。